

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日（火）第3097号の11



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱（※）（経営金融課取扱い） 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第317号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱

（鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部改正）

第1条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号及び第7号を削り、同条第8号中「かごしま産業おこし資金」を「産業おこし応援資金」に、「又はバイオ関連産業」を「バイオ関連産業、環境・新エネルギー産業又は観光産業」に改め、同号を同条第6号とし、同条第9号を削り、同条第10号中「同項第2号の指導又は助言を受けて同号の事業（以下「経営革新等」という。）」を「支援を受けて経営の安定化に係る事業」に、「経営革新等の」を「当該計画に従って行う事業の」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) バトンタッチ支援資金（中小企業者又は組合の事業を承継しようとする者がその事業の振興及び経営の安定化のために必要とする資金をいう。）

第3条中第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を削り、第14号を第11号とする。

第4条第1項第1号中「（同条第6号に掲げる資金にあつては、現に事業を営んでいるもの）」を削り、同号ただし書中「あつては、」を「あつては」に、「）及び」を「）若しくは」に、「並びに」を「又は」に改め、「こと」の次に「前条第8号に掲げる資金にあつては県内に事業所を有する中小企業者若しくは組合で、現に事業を営んでいるもの又は新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人若しくは会社若しくは組合として県内で事業を開始しようとする者であること」を加える。

第6条の表商店街活性化資金の項及び地球温暖化対策資金の項を削り、同表かごしま産業おこし資金の項中「かごしま産業おこし資金」を「産業おこし応援資金」に改め、同表緊急経営対策資金の項中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に、「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第7条第1項中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改め、同項第2号中「別記第12号様式」を「別記第11号様式」に改め、同項第3号中「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第11条第1項中「第3条第10号」を「第3条第7号」に改め、同条第2項中「経営革新等の」を「経営の安定化に係る事業の」に改め、同条第3項中「経営革新等を行う」を「第1項の」に、「経営革新等の」を「経営の安定化に係る事業の」に改める。

第12条第 1 項中「第 3 条第14号」を「第 3 条第11号」に改める。

別表第 1 新事業チャレンジ資金の項中

「	別表第 2 に 定める率	同上	を	「	別表第 2 に 定める率	中 小 企 業 者 に あ つ ては、 各 商 工 会 議 所 又 は 各 商 工 会、 組 合 に あ つ て は、 鹿 児 島 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会	に改め、同表商店街活性化資金の項及び
					」	」	

地球温暖化対策資金の項を削り、同表かごしま産業おこし資金の項中「かごしま産業おこし資金」を「産業おこし応援資金」に、「又はバイオ関連産業」を「、バイオ関連産業、環境・新エネルギー産業又は観光産業」に、

「	同上	同上	別表第 2 に 定める率	を	「	保 証 機 関 の 定 め る と こ ろ に よる。	保 証 機 関 の 定 め る と こ ろ に よる。	別表第 2 に 定める率	に改め、同表観光かごしま
						」	」		

よかところ資金の項を削り、同表経営力強化資金の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第 2 項第 2 号の指導又は助言を受けて経営革新等」を「支援を受けて経営の安定化に係る事業」に改め、同項の次に次のように加える。

バトン タッチ 支援資 金	県内に事業所 を有する中小企 業者又は組合 で、現に営む事 業を 1 年以上継 続して営んでい るものの事業を 承継しようとする者であつて、 次のいずれかに 該当するもの	同上	3,000 万円	運転 7 年以内 (24 月以 内の据置 きを含 む。)	融資期間が 1 年以内の 融資 年1.9 %以内 融資期間が 1 年を超え て 3 年以内 の融資 年 2.0%以内 融資期間が 3 年を超え	同上	同上	同上	別表第 2 に定 める率	同上	同上	同上
------------------------	--	----	-------------	---	---	----	----	----	--------------------	----	----	----

((1)に該当する者にあつては、事業を承継して5年以内の者(会社及び組合にあつては、代表者を変更して5年以内の者を含む。)を含む。) (1) 県内に事業所を有する中小企業者及び組合で、現に事業を営んでいるもの (2) 新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人(県内に居住している者に限る。)及び会社並びに組合として県内で事業を開始しようとする者	む。)	て5年以内の融資金2.1%以内 融資金期間が5年を超えて7年以内の融資金2.3%以内 融資金期間が7年を超えて10年以内の融資金2.7%以内								

別表第1 経営環境激変対応資金の項を削り、同表セーフティネット対応資金の項中「運転設備」を「同上」に改め、同表東日本大震災緊急対策資金の項を削る。

別表第2 中小企業振興資金の項を次のように改める。

中小企業振興資金	年 1.74 %	年 1.59 %	年 1.39 %	年 1.19 %	年 0.99 %	年 0.84 %	年 0.64 %	年 0.44 %	年 0.29 %	年 0.99 %
(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の運転設備資金の融資にあつては、次のとおりとする。)										
	年 1.59 %	年 1.47 %	年 1.31 %	年 1.14 %	年 0.94 %	年 0.84 %	年 0.64 %	年 0.44 %	年 0.29 %	年 0.94 %
(平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間の設備資金の融資にあつては、次のとおりとする。)										
	年 1.58 %	年 1.43 %	年 1.23 %	年 1.03 %	年 0.83 %	年 0.68 %	年 0.48 %	年 0.28 %	年 0.13 %	年 0.83 %

別表第2 小規模企業活力応援資金の項中「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」に改め、同表商店街活性化資金の項及び地球温暖化対策資金の項を削り、同表かごしま産業おこし資金(融資対象が県が行う食品関連産業振興プロジェクトに係る事業を行う者であるものに限る。)の項及びかごしま産業おこし資金(上記以外)の項中「かごしま産業おこし資金」を「産業おこし応援資金」に改め、同表観光かごしまよかこ資金の項を削り、同表経営力強化資金(上記以外)の項の次に次のように加える。

バトンタッチ支援	年 1.58 %	年 1.43 %	年 1.23 %	年 1.03 %	年 0.83 %	年 0.68 %	年 0.48 %	年 0.28 %	年 0.13 %	年 0.83 %
----------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

資金									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 経営環境激変対応資金の項を削る。

別記第 8 号様式を削り，別記第 9 号様式を別記第 8 号様式とし，別記第 10 号様式から別記第 12 号様式までを 1 様式ずつ繰り上げる。

（鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱の一部改正）

第 2 条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（平成 22 年鹿児島県告示第 376 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- 1 この要綱は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は，改正後の要綱別表第 1 に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が平成 27 年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し，同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が受理した申込書に係る資金の融資については，なお従前の例による。